

令和 7（2025）年度 米国・東海岸における
ライフサイエンス系スタートアップ現地支援ネットワーク構築業務
仕様書（案）

1. 業務の目的

令和 6（2024）年 7 月に有識者より提言いただいた「神戸医療産業都市の将来像」において、「海外展開の支援策の強化」として、スタートアップ等の海外展開について、海外進出を目指す企業の神戸への集積と進出企業の成長の促進を図るため、神戸市の海外事務所や海外のクラスター支援機関、日本貿易振興機構をはじめとした現地のネットワークを活用した実践的かつ体系的な伴走支援を展開するよう指摘されている。

ライフサイエンス分野のスタートアップが成長する上で、資金調達等の観点から米国への進出が重要であり、特に本市の親善協力都市であるフィラデルフィアは大手製薬企業や有力大学・医療機関が集積し、特に細胞・遺伝子治療分野については「Cellicon Valley」として多くのスタートアップを輩出するエコシステムを形成しており、神戸のスタートアップにとって有力な海外進出先の一つと考えられる。

本業務では、フィラデルフィアを中心とした米国・東海岸における大学や病院、アクセラレーター、VC、事業会社、政府機関等の現地支援ネットワークを構築し、ライフサイエンス系スタートアップが米国進出を行う際の伴走支援プログラム提案を行うものとする。

2. 委託期間

契約締結日から令和 8（2026）年 3 月 31 日までとする。

3. 委託料(上限)

5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 業務内容

① 大学や病院、アクセラレーター、VC、事業会社、政府機関等との関係構築

フィラデルフィアを中心に、米国・東海岸の大学や病院、アクセラレーター、VC、事業会社、政府機関等、日本のライフサイエンス系スタートアップが米国進出する際の支援主体となり得る企業・団体と面談等を行いながら、関係構築を行うこと。対象とする企業・団体については神戸市と相談しながら決定すること。

② プログラム提案

上記①で構築した支援主体の現地ネットワークを活用し、神戸をはじめとした日本のスタートアップが米国進出する際の支援プログラムの提案を行うこと。提案するプログラムには、支援主体・期間・内容・フォロー体制、経費を明記すること。

③ 進捗報告会議

本市の要請に基づき、委託期間内に月 1 回 1 時間程度の会議（オンライン可）を実施し、委託業務の進捗状況及びスタートアップが現地へ進出する際の支援体制（下記例）について情報提供および助言を行うこと。この会議には地域のスタートアップ支援関係者も参加できることとする。

(現地へ進出する際の支援体制の例)

- ・大学との共同研究、病院での治験の受入体制
- ・オフィス設置、会社設立登記の支援体制
- ・資金調達先（金融機関、V C等）の紹介
- ・KOL や事業会社への紹介
- ・規制当局（FDA 等）へのアクセス
- ・すでに進出している日本発スタートアップとの情報交換

5. 実施体制

本事業の目的を達成するため、下記①～④に掲げる知識・能力・経験等を有する実施体制を整備すること。

- ① ライフサイエンス系スタートアップの伴走支援に関する知識・経験を有していること。
- ② フィラデルフィアを中心とした米国・東海岸におけるビジネス経験を有していること。
- ③ 国内外のライフサイエンス系企業や政府機関等とのネットワークを有していること。
- ④ 英語・日本語による円滑なコミュニケーションが可能であること。

6. 成果物

委託期間内に業務内容①に関する報告書、および業務内容②の支援プログラム提案書を電子データにて提出すること。

7. その他

- ① 受託者は、受託業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ② この業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用权などの諸権利は本市に帰属する。
- ③ 受託者は、本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- ④ 受託者は、業務遂行にあたり個人情報を取り扱う際は、「神戸市セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。
<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>
- ⑤ 受託者は、本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- ⑥ 契約の締結にあたり、本市は、受託事業者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- ⑦ 受託者は、本事業の実施において疑義が生じた場合は、本市の担当者と協議し、その指示に従うこと。